

論文審査の結果の要旨

論文提出者 倉沢愛子

本論文は、第二次世界大戦終結からスハルト政権崩壊後までの半世紀にわたる日本とインドネシアの関係を、「戦争」をどのように引きずったのかという観点から論じたものである。

論文は終章を含め8章から構成されている。最初の5つの章は、終戦から1970年代初期までの歴史を編年的に叙述しており、後半の3つの章では、戦争との絡みで両国の間に現在まで残る問題をとりあげている。

第1章「戦争で運命を狂わされた人たち」では、終戦直後の時期を扱い、戦争によって自分の意思に反して移動させられた人々の処遇に焦点をあわせ、これらの人々が「国籍」という法的な問題の前で個々人の意思を無視され翻弄された姿を克明に描いている。第2章「戦後復興のなかで」では、インドネシアと日本が独立を達成した1950年代前半を扱い、まだ両国が相互の関係でどのような国益を追求していくのかが定まっていな中で、日本から帰国したインドネシア人留学生とその日本人妻、インドネシアに戦後も残留していた日本人をめぐって起きた事態を論じている。第3章「インドネシアの脱植民地化と賠償問題」では、1950年代後半の賠償交渉妥結の経緯を扱い、賠償額をめぐって隔たりがあった交渉がまとまる背景には、オランダとの決別（オランダ資産の接収）に際して日本の賠償を後ろ盾にしたいというスカルノ政権の意図があったのではないかと指摘されている。第4章「賠償の実施」では、1960年代前半の賠償支払いの過程を分析しており、インドネシアの島嶼間の船舶問題を例に、「オランダからの自立のための日本からの賠償」という仮説を検討し、日本側が今後の経済的利益のための「先行投資」と賠償を見なしたため、戦争を清算する機会を失ったこと、スカルノと日本との間で活躍したデヴィ夫人、桐島正也などを取り上げ、容共姿勢を強め西側諸国と疎遠になっていったスカルノとの個人的な結びつきが大きな役割を果たしていたことが指摘されている。第5章「『戦後』との訣別」では、1960年代後半から70年代前半のスハルト政権成立直後の時期を取り上げ、この時期の両国関係がそれまでのような個人的なつながりに左右されるものから、より制度化されたものに変質していったこと、しかしながら日本との経済関係が拡大するなかで、戦争を清算せずに経済的利益を求める日本への不満が募り、1974年の反日暴動（マラリ）として爆発したことが論じられている。

第6章「インドネシア社会に息づく日本軍政の名残」では、開発独裁と言われたスハルト体制の下でも、隣組制度など、日本軍の統治に範を得たシステムが採用されたことを指摘している。第7章「いまだ癒されぬ戦争の傷跡」では、映画「ロームシャ」問題、日本

軍政時代の兵補の天引き貯金返還要求問題、慰安婦の補償問題など、戦争の傷跡に対するインドネシア社会のリアクションを取り上げ、国家間の賠償では「償われなかった」問題を検討している。終章「インドネシアにおける対日歴史認識」では、日本軍政期を中心としてインドネシアの対日認識の変遷を検討し、現在のインドネシアで日本に対するイメージがそれほど悪くはないのは、歴史のなかの日本と現在の日本を区別しているからであること、その一方で、歴史教科書等に見る日本軍政期の評価は、戦後 65 年を経た今日でもきわめて厳しい論調が続いていることが指摘されている。

以上のような内容の本論文の学術的意義は、次のようにまとめられよう。まず第一に、本論文は、第二次大戦後の日本とインドネシアの関係を、「戦争」をどのように引きずったのかという一貫した視点から、「戦争」およびその「戦後処理」という「歴史と現代の対話」を常に意識して論じた、日本の学界でも初めての独創的な成果として高く評価できる。第二に、本論文は、国家間関係だけでなく、様々な民間アクターの役割を重視し、関係する日本人、インドネシア人への膨大な数のインタビューや、オランダ公文書と日本外交文書およびインドネシアの新聞の渉猟をふまえて、いままで知られていなかった事実を数多く解明している。特に、40 年代に日本とインドネシアの間を移動し、戦争という歴史に翻弄された無名の人々の姿を浮き彫りにした、本論文の第 1 章、第 2 章の成果は高く評価できる。第三に、本論文は、日本の対インドネシア賠償を、オランダ側の資料も活用して、オランダ資産凍結＝インドネシアの脱植民地化という文脈で検討するという、新しい視座を提供している。第四に、本論文は、日本＝インドネシア関係が、戦争を直接引きずったものから経済を中心としたものへ移行した後も、戦争の傷跡が癒されていない構造があることを解明し、両国間の「不可視のギャップ」とでもいうべきものに憂慮を表明しているが、これは、日本軍政期のインドネシア史に関する世界的研究者である筆者の指摘として、重く受け止められるべき問題提起となっている。

審査委員会では、本論文の高い学術的意義を認めつつも、いくつかの問題もあることが指摘された。第一に、「戦後日本＝インドネシア関係史」という本論文のタイトルからすると、本論文は終戦から今日に至るまでの両国関係の通史のように受け止められるが、そうだとすれば、1980 年代以降の両国間の経済関係の爆発的拡大などがふまえられていないなどの問題が生ずる、「戦争とその戦後処理」などの副題をつけることや、議論を 1970 年代初頭で止めていれば、筆者の主張はより理解しやすかったのではないかと、という指摘がなされた。第二に、「戦後処理」は終わっていないという本論文全体の主張からすると、第 5 章の「『戦後』との訣別」は、読者に誤解を与えるのではないかと、という指摘がなされた。第三に、日本の賠償とインドネシアの脱植民地の相関性という論点は、十分に説得的とはいえず、また章の結論部分で「かもしれない」という表現が使われているなど、学術論文としての議論の詰めという点では不十分と思われる点が散見される、という指摘がなされた。また、今後の筆者の研究の発展への期待として、個人を超えた人の移動という筆者の問題意識からすれば、インドネシアに送られた朝鮮人・台湾人という、植民地の「日

本人」という問題も取り上げてほしかったという指摘、本論文は日本外交の「アジア主義」的側面とされているものが、アジアの側からはどのように見えていたのかという、興味深い論点を提起しており、この点を深めていけば日本外交史研究にも大きな寄与となろうという指摘、日本軍政期をめぐる両国間の認識のギャップという点では、インドネシアだけでなく日本の歴史教科書の変化もとりあげてほしかったという指摘なども出された。

審査委員会としては、こうした問題点あるいは今後への要望は、本論文の学術的意義を否定するようなものではなく、筆者が今後の研究の進展で応えてくれるものと考えた。したがって、本審査委員会は全員一致で本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。